

令和3年度

事業報告書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

公益財団法人 関東貸切バス適正化センター

令和3年度 事業報告書

令和3年度に入っても新型コロナウイルス感染症の世界的流行は収まらず、その影響は依然として不透明で予断を許さない状況が続いているが、社会、経済活動の平常化とともに徐々に市場回復が期待されているところである。

このような状況の中、当センターの業務の柱である巡回指導については、各年度内に一巡する方針に基づき感染防止に努めながら積極的に業務に取り組んできた。

また、センターの法人運営については新型コロナウイルス感染症の影響等により更に厳しい運営になることが予測されたため、不測の事態にあっても臨機応変な対応が可能となるよう令和3年6月から常務理事体制を導入し、センターの組織体制の整備に取り組んできた。

令和3年度における主な事業概要は以下のとおりである。

- ① 巡回指導業務については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けながらも概ね順調に取り組むことができた。また、令和3年度より訪問での巡回指導が難しい場合の非対面方式による巡回指導も始まり、6事業者（うちバス協会2事業者）に対し実施した。

また、業務委託をしている各地方バス協会の巡回指導についてもこのような状況の中、概ね順調に実施することができた。

- ② 負担金については令和3年度も新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたが、前年度と同程度の納付状況となった。未納付事業者に対しては、現在督促を行っているところである。
- ③ 事業者への啓発活動、広報活動については、引き続き啓発メッセージ入りのエチケット袋を巡回指導時に配布し、貸切バス利用者の意識啓発を行った。
- ④ センターの組織整備については、常務理事体制を導入し緊急な事態にも対応できるような体制を整えた。
- ⑤ 上記の事業を推進するに当たり、評議員会を2回、理事会を4回、適正化事業諮問委員会を2回開催し、迅速な意思決定を行うことに努めた。

以上、令和3年度の事業は長引く新型コロナウイルス感染拡大による影響が懸念される状況の中、できる限り巡回指導等を実施した。

各業務項目については、以下のとおりである。

1 巡回指導業務

(1) 巡回指導

適正化事業の実施にあたっては、関東運輸局及び地方バス協会等との連携を図り、センター及び地方バス協会において1,382の事業所に巡回指導を実施した。

巡回指導結果については、行政へ速報する重大違反案件は1件あった。また、642事業所に改善要請を行ったが、改善報告を行わない事業者が1社、改善報告に未改善事項が確認された事業者が2社あり、関東運輸局に報告した。

本年度の巡回指導実施実績及び指導項目は次表のとおり。

巡回指導実施実績数（関東運輸局管内）

令和3年度	実施計画 営業所数 (カ所)	実施営業 所数 (カ所)	内 訳			
			センター分 (カ所)		地方バス協会委託分 (カ所)	
			計画件数	実施件数	計画件数	実施件数
4月	124	129	50	56	74	73
5月	124	88	50	29	74	59
6月	124	111	50	40	74	71
7月	117	100	47	29	70	71
8月	117	16	47	2	70	14
9月	124	105	50	55	74	50
10月	124	176	50	74	74	102
11月	124	164	50	74	74	90
12月	124	159	50	71	74	88
1月	124	115	50	44	74	71
2月	124	130	50	46	74	84
3月	124	89	50	14	74	75
計	1,474	1,382	594	534	880	848

指導項目

区 分	件 数
事業計画等	32
帳票類の整備・報告等	195
運行管理等	1,156
運送引受書及び営業区域・運賃	393
車両管理等	100
労働基準法等	98
任意保険加入	11
苦情処理	0
運輸安全マネジメント等	132
その他	34

(2) 適正化事業指導員の資質の維持、向上

外部講師及び関東運輸局担当官による研修を実施し、資質の維持、向上を図った。

(3) 関東運輸局、センター、地方バス協会との定例会議

関東運輸局、センター及びセンターが実施する巡回指導業務の一部を委託している地方バス協会とで開催してきた、巡回指導業務の進捗状況、問題等を把握するための定例会議については、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送った。会議は実施できなかったが、電話、メール等で情報共有を図り、円滑な遂行に努めた。

2 負担金取扱業務

負担金については対象全事業者の約89%の納付（令和4年3月31日現在）となったが、残りの未納事業者に対しては、今後督促して納付を推進し、これに応じなかった事業者に対しては速やかに行政に通報することとしている。

3 苦情処理

令和3年度は、旅客からの苦情は寄せられなかった。

4 啓発活動及び広報活動

貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動については、引き続き、車内に設置するエチケット袋に啓発メッセージを印字したものを巡回指導先の貸切バス事業者に配布し、活用していただくよう案内した。

5 総務業務

総務業務については、関係法令及び定款に基づいて評議員会及び理事会を開催し審議結果に基づき業務を推進した。また、法定委員会である適正化事業諮問委員会についても適宜開催し、審議結果に基づき事業を実施するよう努めた。併せて、定款等を変更し常務理事体制を整備して、コロナ禍における巡回指導の対応、負担金の納付状況への対応等、適時適切な運営体制を取れるよう努めた。

また、令和3年度は、理事、監事、評議員、適正化事業諮問委員とも改選の時期に当たり、改選の手続き等滞りなく行うことができた。

○会議

令和3年度は次のとおり会議を開催した。

(1) 評議員会、理事会の開催

< 1 > 評議員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(2回)

【第一回定時】令和3年6月22日(火)

- 議 題
- ・「令和2年度事業報告」の報告について
 - ・「令和2年度収支決算」の承認について
 - ・定款の一部変更について
 - ・役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の一部改正について
 - ・評議員の選任について
 - ・理事の選任について
 - ・監事の選任について
- 報告事項
- ・令和3年度第1回理事会、第2回理事会の審議内容について
- 【第二回臨時】 令和4年3月14日（月）
- 報告事項
- ・評議員の選任について
- 議 題
- ・評議員長の選定について
 - ・令和4年度事業計画、収支予算及び資金計画等について
- その他報告事項
- ・理事会の審議内容について
（令和3年度第3回、第4回理事会）
 - ・諸規程の一部改正について
 - ・巡回指導実施状況について
 - ・令和3年度負担金の納付状況について

< 2 > 理事会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（4回）

- 【第一回】 令和3年5月11日（決議の省略による開催）
- 議 題
- ・適正化事業諮問委員の選任について
- 【第二回】 令和3年5月26日（水）
- 議 題
- ・令和2年度事業報告及び収支決算について
 - ・定時評議員会の招集について
「令和2年度事業報告」の報告について
「令和2年度収支決算」の承認について
定款の一部変更について
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の一部改正について
評議員の選任について
理事の選任について
監事の選任について
- 報告事項
- ・理事長の職務執行状況について
- 【第三回】 令和3年6月24日（木）
- 議 題
- ・理事長の選定について
 - ・常務理事の選定について
- 報告事項
- ・令和3年度第1回適正化事業諮問委員会の審議内容について
 - ・令和3年度第1回定時評議員会の審議内容について
- 【第四回】 令和4年2月28日（月）
- 議 題
- ・令和4年度事業計画、収支予算及び資金計画について

- ・令和4年度負担金の額及び徴収方法について
- ・地方バス協会に巡回指導業務の一部を委託する契約について
- ・諸規程の改正について
- ・臨時評議員会の招集について
- 報告事項 ・理事長及び常務理事の職務執行状況について
- ・巡回指導実施状況について
- ・令和3年度負担金の納付状況について

(2) 委員会の開催

＜適正化事業諮問委員会＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(2回)

【第一回】 令和3年6月7日(月)

- 報告事項 ・諮問委員の選任について
- 議 題 ・諮問委員長を選定について
- ・令和2年度事業報告及び収支決算について

その他報告事項・定時評議員会(令和3年6月22日開催予定)決議事項について

【第二回】 令和4年3月14日(月)

- 議 題 ・令和4年度事業計画、収支予算及び資金計画について
- ・令和4年度負担金の額及び徴収方法について

- 報告事項 ・諸規程の改正について
- ・巡回指導実施状況について
- ・令和3年度負担金の納付状況について

6 寄附金による活動

貸切バス事業者を対象に運行管理者向けの指導監督講習会を令和4年3月2日(栃木県)、4日(山梨県)、7日(群馬県)、8日(栃木県)、10日(群馬県)、14日(茨城県)、23日(茨城県)に開催し、合計370名の管理者等が受講した。

また、適正化事業指導員の資質向上を目的とした研修を3月18日に実施し、47名が受講した。

(1) 外部講師による研修

タイトル「法令を守る以上の法令を使って運転士を守る」

(2) 関東運輸局担当官による研修

タイトル「最近の貸切バス事業の情勢に関する情報提供」

7 令和3年度「全国貸切バス適正化機関」連絡会議への出席(オンライン)

令和3年11月15日(月)国土交通省主催の全国貸切バス適正化機関連絡会議がオンラインで開催され、全国の適正化機関と巡回指導、負担金納付等に係る情報交換、意見交換等を行った。センターからは、理事長、常務理事、適正化事業指導員が出席した。

8 地方バス協会との業務委託制度の検討

令和3年4月にバス協会毎に打ち合わせを行った結果、各バス協会とも業務委託制度の存続を強く望んでいることから、当分の間は現状維持を続けることとした。

9 事業活動への評価について

(1) センターの事業運営の総括

- 貸切バス事業の適正化を推進し、輸送の安全及び利用者の利便確保を図ることを目的に平成29年4月関東貸切バス適正化センターはスタートし、5年が経過した。
- 指導員及び事務職員も適宜増員し、適切な業務推進体制の整備を進め、更に令和3年6月より常務理事体制を導入し、より効率的かつスピーディな体制整備を図ってきたところである。
- 令和2年から新型コロナの影響等により事業者数が減少及び負担金の未納者の増加等による事業収入が減少した結果、経営基盤の脆弱性が顕在化し、事業運営の圧迫が懸念されているところである。
- さらに新型コロナの影響が長期化した場合には、安定的な事業運営の観点から負担金の在り方等に関する議論が必要と考える。

(2) 巡回指導の効果

- 平成29年8月から巡回指導を開始し、令和元年度までは当センターの体制整備の進捗に合わせて巡回指導数も順調に推移してきた。

巡回指導数の推移

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	合計
関東	386	917	1,213	1,354	1,382	5,252
全国	1,102	2,630	3,168	2,548	4,229 (速報値)	13,677 (速報値)

(軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議資料より)

- 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点から、巡回指導を控えたこと等により、他地域の適正化センターの実施率は対令和元年度比約61%（令和2年度実績値）と減少となっているが、当センターでは指導員等の努力により112%（令和2年度実績値）と増加している。また、この実績は全国の実施件数の53%を占めている。（令和3年度は全国の33%）
- 令和3年度は、一部地域で緊急事態宣言等による影響がみられたものの、原則年1回の全営業所の巡回指導をほぼ計画どおり実施した。
全国的にも営業所数と巡回指導回数が近似していることから、年1回の全営業所の巡回指導体制がほぼ確立したものと推測される。
- 巡回指導も5年を経過し、事業者からセンターに相談が寄せられるなど信頼関係が構築されるとともに事業者の安全意識に変化が表れ、結果として安全風土の醸成に大きく寄与してのではないかと認識している。

○貸切バス事業者側に主たる責任がある人身事故件数は、平成30年は前年比で増加したものの、減少傾向で推移している。また、軽井沢のスキーバス事故以降、新聞等をにぎわす社会的な影響の大きい事故は発生しておらず、巡回指導が事故件数の減少に少なからず貢献しているのではないかと評価している。

全国の貸切バスの事業者側に主たる責任がある人身事故件数

H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
302	276	308	234	95

((公財) 交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」より出典)

○当センターでは年1回全営業所を巡回指導するために指導員の確保等体制整備を図り、巡回指導を推進しているところであるが、コロナの影響等により事業者が減少し、これが更に進展した場合には、負担金収入との関連で指導員の維持、確保をどのようにしていくのが課題となる。

(3) 今後のセンターの在り方について

センター発足後5年が経過し、今一度安全・安心な貸切バスの運行を実現するという目的を再認識するとともに、巡回指導を通じて直接事業者と触れ合うことに意義があり、未だ取り組み途上にある事業者への対応と取り組みの深化を更に促進する必要がある。

今後は安定的な経営基盤の上に立ち、巡回指導を堅実に実施することにより貸切バス事業の安全を担保するとともに安全な乗り物として利用者の信頼を得られるよう、不断の努力を継続することが重要であると認識している。

令和3年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和4年5月

公益財団法人 関東貸切バス適正化センター